

平成26年人事委員会勧告に当たって（談話）

〔平成26年10月16日
埼玉県人事委員
会委員長馬橋隆紀〕

本日、埼玉県人事委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等について勧告を行いました。

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、地方公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、適正な給与を確保する機能を有するものです。

本委員会は、職員及び県内の民間企業の従業員の給与等の実態を精緻に調査し、国や他の地方公共団体の状況などを踏まえ、職員の給与等について検討を行いました。

その結果、本年4月分の月例給については、職員給与が民間給与を平均1,486円（0.37%）下回る結果となりました。そのため、世代間の給与配分の観点から、若年層に重点を置きながら給料表の水準を引き上げることとしました。

また、特別給（ボーナス）についても、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数が民間の年間支給割合を下回ったことから、引上げを行い、年間4.10月分とすることとしました。

給料表の水準の引上げとボーナスの引上げはともに7年ぶりです。公務を取り巻く環境が厳しい中であっても、高い使命感を持って職務に精励してきた職員の皆さんにとって、この改定が士気の一層の向上につながることを期待します。

本年の勧告では、給与制度について総合的な見直しを行い、平成27年度から必要な措置をとることとしました。

国に準じて、高齢層を中心に給料表の水準を引き下げます。一方、本県においては、県内民間企業の賃金水準等を考慮して、地域手当の支給割合を段階的に引き上げていきます。また、職務、勤務実績に応じた給与配分を行うため、諸手当の見直しも実施します。

このほか、能力・実績を重視した人事管理の推進や優秀な人材の確保、女性職員の活躍促進など、時代の要請に即した人事制度を構築していくための諸課題について報告を行いました。

さらに、再任用制度を活用した雇用と年金の確実な接続を図るため、必要な検討を行うことなどを報告いたしました。

議会及び知事におかれましては、人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、本勧告等に述べた内容について、必要な措置をとられるよう要請します。

県民の皆様におかれましては、職員の適切な給与や勤務条件を確保するため、第三者機関である人事委員会が行う勧告制度について、深い御理解をいただきますようお願いいたします。